

議案第 2 号

令和 3 年（第 21 期） 活動方針（案）並びに予算

1. 令和 3 年コンサルティングエンジニア連盟の活動基本方針

コンサルティングエンジニア連盟（以下、CE 連盟）は、平成 13 年に設立され、令和 3 年 7 月に 20 周年を迎える。コンサルティングエンジニア（以下、CE）の社会的・経済的な地位の向上を目指して種々の政治活動を行ってきており、その活動成果の一端が平成 17 年に議員立法で制定された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法）」と平成 26 年の同法改正（以下、改正品確法）及び令和元年の同法の 2 回目の改正（以下、再改正品確法という）である。

連盟は「国民の安心・安全と良好な環境を確保し、わが国の持続的発展を実現するためには社会資本整備が不可欠」との認識のもと、立法・行政府に働きかけると共に、社会資本整備と建設コンサルタントの重要性に理解のある我々の職域を代表する、かつ、技術者出身の政治家を支援しており、これまで、脇雅史元参議院議員、佐藤信秋参議院議員、足立敏之参議院議員の政治活動を支援してきた。どなたも、技術者であることは支援する重要な根拠となっている。

本年は、以上の経緯と令和 2 年に前年比会員数が 3 割増、口数が 4 割増と会員数、口数の大幅増を実現したこと、更にはまだ新型コロナウイルスの感染拡大が収まっておらずウイズコロナの時代を迎えていることなどを踏まえた活動が求められる。これらを踏まえ、佐藤議員及び足立議員に更に連盟の認知度を高めて頂くと共に、（社）建設コンサルタント協会（以下、建コン協という）との連携を更に深め CE 連盟の目的を達成するために、以下の三大方針を基に活動して参りたく、皆様のご理解とご支援を御願いたい。

（1）安全・安心な国づくりのための社会資本整備の継続的推進

インフラの老朽化・長寿命化、防災・減災、ウイズコロナへの予算確保と執行要請

今年 3 月には、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生から 10 年目を迎える。大震災後も日本列島は、毎年風水害、地震が発生して甚大な被害に見舞われている。

近年は、平成 29 年に九州北部豪雨、平成 30 年に大阪府北部の地震、倉敷市を中心とした豪雨、台風、北海道胆振東部地震、令和元年（平成 31 年）には台風 15 号、19 号、21 号等による大規模な風水害等が発生している。

令和 2 年は、年初から新型コロナウイルスの感染が世界的に広がるとともに、7 月豪雨では熊本県の球磨川沿いにおいて経験したことのない災害に見舞われ、熊本県だけで 65 人が亡くなっている。これを受け、令和元年の台風 19 号の洪水時に大きな洪水調節効果を発揮した湛水試験中の八ツ場ダムが引き合いに出され、平成 21 年に政権についた民主党が建設を中止した球磨川上流の川辺川ダムの見直しが行われ、建設容認の方向に動いている。

地球温暖化による気候変動の影響もあるとはいえ、日本の国土の脆弱性は否めず、たとえ災害が発生してもその影響を最小化できるよう、強く、しなやかで、代替手段の確保が可能な社会資本整備を国土経営の根幹に据えるべきと考える。また、平成 24 年 12 月の笹子トンネル事故に象徴されるようにインフラの老朽化・長寿命化対策は緊急の課題である。このような認識のもと、平成 25 年の国会において、「国土強靱化基本法」が成立し、「地震対策特別措置法案」が可決、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、当連盟の期待に沿った政策が実行されてきた。

令和 2 年 7 月には、骨太方針 2020（「経済財政運営と改革の基本方針 2020（案）」のこと）について令和 3 年の国土強靱化施策において緊急対策の 5 か年延長などが、佐藤議員らから提言され、これを受けて 11 月に 5 か年 15 兆円規模の施策を 3 次補正予算に盛り込むことが菅総理大臣から発表され、令和 3 年 1 月の参議院本会議において成立した。

今後は、立法・行政府に対して必要な社会資本の優先順位を国土のグランドデザインに基づいて定め、継続的に予算を確保して迅速に執行すること、加えてウイズコロナの時代の新たな国づくりに向けてデジタル化やテレワーク環境整備、新しい生活様式等への予算の手当て等の対応を強く要請していく。

(2) コンサルティングエンジニア（CE）の活用、育成

a. 地域を良く知る地域密着 CE の活躍の場の創出と支援要請

巨大地震の襲来、ゲリラ豪雨、土砂災害などの度重なる自然災害によって、老朽化が進む我が国の社会資本は、安全性が脅かされ、本来の目的である社会の安全性の確保が憂慮される状況にある。災害発生時に人命・財産の確保に向け、素早く貢献できる企業と人材の確保は国の責務であり、地方の活性化を図ることは国土形成上の重要な目標である。

この目標の達成には、地域を良く知り、郷土愛をもった CE の多方面にわたる参画が不可欠であるとの認識にたつて、適正な事業量を確保し過当な価格競争を排した企業選定によって、地域に密着した CE が活躍できる場の創出を求めて活動していく。

また、コロナ禍において国民に新たな生活様式が求められ、我が業界でもコロナ禍の中で新しい働き方が求められているが、特に、経営規模の小さな建設コンサルタントのデジタル化、テレワーク環境整備支援の必要性を訴えていく。

b. 多様な発注方式による CE の活用要請

改正品確法においては、技術力による選定の拡大、また、多様な入札制度の導入・活用等が謳われ、様々な発注方法、例えば設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式、設計段階から施工者が関与する方式（ECI 方式）等が挙げられている。CE の主体的関与を前提としてこれらの方式の積極的な活用を求めていく。

また、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定 第 2 次安倍内閣における成長戦略）においてインフラ整備・運営における民間資金やノウハウの活用（コンセッションや PPP/PFI 等）を拡大していく戦略が打ち出されているが、このような施策においてインフラに精通し、幅広い見識を持つ CE の活用を求めていく。

c.売上・単価のアップによる利益確保と若者に魅力ある職場となる調達方法要請

平成9年頃から始まった公共事業関係費の縮減傾向は、上向きにあるものの、まだ、ピーク時の半分程度である。建設コンサルタントの売上も平成9年の約1兆円から6.7千億円まで落ち込んだが、平成30年には9.7千億円まで回復している（建コン協会調査、以下の数値も同様）。営業利益率も平成23年度には1.7%まで低下したが、平成30年度には7.5%まで回復した。しかし、業種全体の中では依然低いレベルにある。

令和2年には設計業務で平均3.1%（令和元年は2.6%）の技術者単価のアップがあったが、経営基盤の確立、人材の育成面からも更なる単価アップを要望していく。

また、年齢構成は46～48歳前後の技術者が最多で全体に高齢化し、特に若手の人材不足、人材獲得の低迷が顕著で、有給休暇の取得割合も低く、長時間労働が大きな問題となっている。

このような中で、改正労働基準法（平成31年4月1日施行）では、時間外労働の上限、年次有給休暇取得の義務、雇用形態について規定され、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部を改正する法律（令和元年6月2日公布）や再改正品確法（令和元年6月14日施行）では、働き方改革、生産性向上が規定された。

人材（新卒、若手、女性、シニア層等）の確保、育成、単価アップのみならず、働き方改革（多様性、ワークライフバランス、ノー残業デー、ウイークリースタンス、コロナ禍でのデジタル化・テレワーク環境整備等）など、職場環境の改善を要求していく。

特に、ウイズコロナの新しい働き方を重大な課題と認識するとともに、適正工期、納期の平準化、繰り越しの柔軟な活用、適正な設計変更、ダンピング防止等も求めていく。

(3) コンサルティングエンジニア（CE）の地位の向上

a.本来CEの保持する著作権への配慮要請

著作権法の趣旨によれば、CEの知的活動が生み出した成果の著作権は、本来CEに帰属すべきもので、現行の公共土木設計業務等標準委託契約約款（平成7年5月建設省告示）では著作権のうちの財産権は発注者に無償で譲渡することになっている。一方、著作者人格権や同一性保持権はCEに帰属することになっているので、約款の運用に際してはCEの権利に十分配慮することを発注者に要請していく。更に、CEの著作権の保護、権利の拡大を求めていく。

b.CEの法的根拠となる資格法や職業法の法制化要請

我が国のCEは、技術の練磨、中立・独立の倫理の堅持という自助努力と立法・行政機関の理解・支援により、社会資本整備に不可欠な重要な役割を担う知的産業として確立している。しかし、その重要な役割にもかかわらず、医師や建築士とは異なってCEには職業を規制する資格法や職業法がなく、「建設コンサルタント登録規程（昭和39年4月建設省告示その後逐次改正）」によっている。このため、技術能力や倫理等に問題のある者が自由に参入し過当競争による品質の低下等種々問題を引き起こす可能性がある。

国土交通省は、品確法が改正された平成26年の12月に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録規程」を施行し、点検診断、設計等の業務内容に応じ

た必要な知識・技術を明確化し、それを満たす民間技術者資格の登録を開始している。

CEの将来へ向けて、現行の建設コンサルタント登録規程を抜本的に改正するとともに、合わせてCEの中立・独立性を堅持しつつ、技術者の社会的地位を確立し技術力や成果品の品質向上を図るため、CEの法的根拠となる資格法や職業法などの法制化の実現を求めていく。

c.公共事業に限定したコンサルティングエンジニアのための新調達法制定要請

品確法の精神をより徹底するため、会計法、地方自治法に縛られない公共事業に限定した新法「公共事業調達法(仮称)」の制定を国土交通省や議員連盟に働き掛けていく。

平成26年の改正品確法は、我々が求めてきた調査・設計を含む公共調達法の性質を色濃くするもので、発注者責任の明確化、多様な入札契約制度の導入・活用などが謳われ、地方自治体も巻き込み公共事業調達を適正化していく方向性が示されている。

更に令和元年6月公布、施行の再改正品確法では我々建設コンサルタント業務を「公共工事に関する調査等」として法律第2条で追加定義され、一段と前進したと評価できるが、今後も設計を含む本来の「公共事業調達法」の実現へ向けて努力していく。

2. 令和3年コンサルティングエンジニア連盟（CE連盟）の組織運営方針

CE連盟は、1.に掲げる3大方針を実現するために、継続的にCEの社会的、経済的地位の向上を立法・行政府に働きかけ、今年度は以下の方針の下で活動していく。

① 会員増強活動の継続

令和2年は、目標会員数2,200名、口数3,300口に対し、2,418名、3,771口と前年実績比それぞれ3、4割増しとなり大幅に増加した。令和3年は連盟のなお一層の組織力強化、組織運営の健全化、来年の参議院議員選挙も鑑み、今年の会員数、口数を再度安定的に確保すべく、会員数2,500名、口数3,800口を目指す。状況により特に若い会員の増強策を検討する。

② ホームページ（HP）等を活用した会員とのコミュニケーション強化

HPを改善して様々なCE連盟の活動を会員へ周知し、相互の理解を一層深めていく。

③ 立法・行政府への働きかけ

佐藤、足立両参議院議員のお力をお借りしてCE連盟の3大方針の具現化に努める。

④ 時局講演会・意見交換会等の開催

CE連盟総会後の両議員による時局講演会・意見交換会等に加え、地方支部での開催も含めて両議員の活動、お考えを多くの会員へ伝えていく。

⑤ 関係団体等との協働

建コン協以外の他の組織、関連する政治団体等と意見交換し協働を模索していく。

⑥ 政治家への支援

例年通り、佐藤、足立両議員を政治献金によっても支援していく。

特に、来年（令和4年）の参議院選挙に向けて足立議員の再選立候補を要請し、応援活動を準備し実施していく。

以上